

飛驒市告示第35号

地方自治法第102条第2項の規定により、下記のとおり平成26年第2回飛驒市議会臨時議会を招集する。

平成26年3月20日

飛驒市長 井上久則

記

- 1 日時 平成26年3月28日（金） 午後1時30分
- 2 場所 飛驒市役所 議事堂
- 3 付議事件
 - (1)無線システム普及支援事業飛驒市消防・救急デジタル無線及び消防指令システム整備工事の請負変更契約の締結について
 - (2)飛驒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
 - (3)飛驒市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
 - (4)平成25年度飛驒市一般会計補正予算（補正第5号）
 - (5)平成25年度飛驒市簡易水道事業特別会計補正予算（補正第5号）
 - (6)その他

平成26年第2回飛騨市議会臨時会議事日程

平成26年3月28日 午後1時30分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3	議案第49号	無線システム普及支援事業飛騨市消防・救急デジタル無線及び消防指令システム整備工事の請負契約の変更について
第4	議案第50号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第5	議案第51号	飛騨市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案第52号	平成25年度飛騨市一般会計補正予算(補正第5号)
第7	議案第53号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第5号)

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	議案第49号	無線システム普及支援事業飛騨市消防・救急デジタル無線及び消防指令システム整備工事の請負契約の変更について
日程第4	議案第50号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第51号	飛騨市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第52号	平成25年度飛騨市一般会計補正予算(補正第5号)
日程第7	議案第53号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第5号)

○出席議員(15名)

1番	前中	川嶋	文国	博則
2番	田	嶋	清和	安彦
3番	洞	中口	和勝	彦憲
4番	野	村	武明	彦彦
5番	福	田	良邦	郎子
7番	菅	沼	希	子
8番	内	海	幸	男
9番	高	原	寛	博文
11番	谷	充	博	文一
12番	天	木	寛	一子
13番	葛	谷	博	美
14番	山	下	寛	
15番	池	田	恵	
16番	籠	山		
17番				

○欠席議員(2名)

6番	後	藤	和	正
10番	森	下	真	次

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井	上	久	則	
副市長	白	川	修	平	
会計管理者	谷	口	富	之	
総務部長	小	倉	孝	文	
財政課長	水	上	雅	廣	
教育委員会事務局長	石	腰		豊	
企画商工観光部長	柏	木	雅	行	
環境水道部長	(副	市	長	兼	務)
市民福祉部長	谷	澤	敦	子	
農林部長	藤	井	義	昌	
基盤整備部長	川	瀬	智	彦	
消防長	沢	之	向	光	
病院管理室長	川	上	清	秋	

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野	村	重	昭
書記	竹	原	美	香

(開会 午後1時30分)

◆開会

◎議長 (菅沼明彦)

本日の欠席議員は6番、後藤和正君、10番、森下真次君、遅刻の申し出がありました17番、籠山恵美子君。執行部では教育長、山本幸一君が別公務のため欠席であります。

それでは、ただいまから平成26年第2回飛騨市議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長 (菅沼明彦)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により1番、前川文博君、2番、中嶋国則君を指名いたします。

◆日程第2 会期の決定

◎議長 (菅沼明彦)

日程第2 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本議会の会期は、本日3月28日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長 (菅沼明彦)

ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日3月28日1日限りと決定いたしました。

ここで、市長より今臨時会における議案の提案理由、総括説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり。) ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長 (菅沼明彦)

市長、井上久則君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長 (井上久則)

皆様、ご苦勞さまでございます。本日、第2回飛騨市議会臨時会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様は大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、本日の臨時会に提案をさせていただいております案件につきましてご説明を申し上げます。

今回は、工事請負契約の変更が1件、条例改正2件、補正予算2件の合計5案件でございます。まず、工事請負契約の変更につきましては、無線システム普及支援事業飛騨市消防・救急デジタル無線および消防指令システム整備工事の契約金額の変更でござい

ます。条例改正は、飛騨市国民健康保険条例の一部改正および飛騨市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正でございます。補正予算につきましては、平成25年度一般会計予算および簡易水道特別会計予算における繰越明許補正でございます。各案件の説明につきましては、後ほど説明をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上で市長の説明を終わります。

◆日程第3 議案第49号 無線システム普及支援事業飛騨市消防・救急デジタル無線及び消防指令システム整備工事の請負契約の変更について

◎議長（菅沼明彦）

日程第3、議案第49号、無線システム普及支援事業飛騨市消防・救急デジタル無線及び消防指令システム整備工事の請負契約の変更について、を議題といたします。説明を求めます。

〔消防長 沢之向光 登壇〕

□消防長（沢之向光）

皆様、お疲れ様でございます。それでは、議案第49号について説明をいたします。

平成25年12月17日議案第139号にて議決の無線システム普及支援事業飛騨市消防・救急デジタル無線及び消防指令システム整備工事を次のとおり変更する。1、契約金額。変更前、3億7,380万円。変更後、3億8,448万円。

この議案について、補足説明をいたします。消防・救急デジタル無線及び消防指令システム整備工事につきましては、議会の議決を受けて平成25年12月17日に工事業者と契約を締結し、定期的に工程会議を実施しながら工事を進めておりましたが、年度内の補助事業完了が困難な見通しとなったため、その旨総務大臣宛てに報告し、3月19日に総務大臣から平成26年度においても引き続き補助事業を遂行する旨の指示を受けて、今回、工期の延長に係る変更契約を上程するものです。

この補助事業につきましては、総務大臣の翌年度への事業継続指示後でないに変更契約手続きができないために、今回議決をいただくものです。変更理由につきましては、伝送路用の光ファイバーケーブルを電柱に共架するため、電柱を所有する関係機関による調査と許可が必要となるが、これらの許可などに不測の日数が生じることが判明いたしました。このため、共架工事の作業工程に大幅な遅れが生じ、本工事の工期内完成が困難となったものです。なお、工事延長に伴う消費税の増額相当分を今回の変更契約により増額いたしますが、この消費税も補助対象となるものでございます。以上です。よろしくお願いたします。

〔消防長 沢之向光 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（高原邦子）

この入札は、昨年11月頃から12月にかけて行われたものだと思います。それで、いろいろそれぞれの会社が、2社だったと思いますが応札してきたのは。そして、そのときにこういった、今言われた光ファイバーの件とか、そういうことは、もちろんのこと含まれているものではないでしょうか。ここ3カ月になって、契約して3カ月後にそういった内容のことで疑問が出てくるということは、そもそもの内容が精査不足というか、一応確か設計も特別なというか、そういったことを詳しい方がされたと思うのですが、それなのに光ファイバーの件で急なことが起きたのでというのは、この3カ月前の当初にはそういったことは見込まれていなかったのかどうか。その辺いかがでしょうか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□消防長（沢之向光）

この補助事業につきましては、単年度事業ということがこの要綱の中にうたってありまして、それに基づいてこの年度末の契約というふうにさせていただいたものでございます。確かに、電柱の共架の調査等行わなければならないというような認識ではおりましたが、積雪等のために、これだけの日数がかかるということは想定外でございました。

◎議長（菅沼明彦）

ほかに。

○11番（高原邦子）

一応、単年度ということは、昨年12月に契約して、3月までにできるとお考えだったのですか。これだけの工事が。それはちょっと違うのではないのでしょうか。ちょっと説明が。12月に発注したものが今年度中にできるなんて、3億超える事業ができるなんてこと自体、想定はしていなかったのではないですか。それが延ばされたということで、それだからかかるからといって、1千何百万の増額補正をせよなんて、ちょっと話が通じないような気がするのです。これは実際、予定価格の何%くらいで落札されているものですか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

まず落札率でございますが、98.34でございます。この工事につきましては、この予算を付けたときに市長のほうから説明をさせていただいているというふうに思っておりますが、この消防システムのデジタル化につきましては国が法律を改正されまして、これまでのアナログ方式では使えないということで期限が定められております。その中

で、消防の無線システムを改築といいますか、新たに更新をしなければいけなかったわけですが、これの補助金が非常に少ないということで、当初で付きませんでした。そのことを受けまして、市長が総務省なり国の機関に要望させていただきましたところ、国のほうで補正で付けるということで話が出ました。そのときに、こちらはご存じのように積雪地帯でございますので、工期内の完成が難しいということをお話をさせていただきましたら、当初の契約については単年度契約をしていただくことになるけれども、できなければ繰越しでやっていただいてもいい。仮に26年度に事業を先送りすると、また26年度の当初予算で全国から要望がかなり出ますので、満額補助金を付けることが難しいというなお話ございましたので、そのことも受けまして、市としては繰越しもやむを得ないということで事業着手をしたものでございます。こうしたことにつきましては、予算のときにご説明をさせていただいておりますので、ご承知のことということで消防長は説明をいたしませんでしたが、こういうことで事業を始めたことでございますのでお願いを申し上げたいと思います。

◎議長（菅沼明彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

質疑がないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第49号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、議案第49号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ないようですので、これで自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

討論なしと認めます。それでは討論を終結し、採決をいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長 (菅沼明彦)

ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◆日程第4 議案第50号 飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

◎議長 (菅沼明彦)

日程第4、議案第50号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、
を議題といたします。説明を求めます。

[市民福祉部長 谷澤敦子 登壇]

□市民福祉部長 (谷澤敦子)

皆様、お疲れ様です。それでは、説明させていただきます。

議案第50号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由、国民健康保険法施行令の改正等に伴う改正。次に条文、新旧対照表がございます。最後に要旨がございますので、そちらをお開きください。

飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)要旨において説明させていただきます。

1、改正の趣旨。国民健康保険法施行令の改正等に伴う改正。2、改正の内容。(1)国民健康保険料の低所得者への軽減措置の拡充。国民健康保険法施行令の改正に伴い、以下のとおり低所得者の軽減対象を拡大するものであります。裏面にも図がありますので、参考にご覧ください。

ア、5割軽減の拡大。2人世帯以上が軽減対象ありましたが、世帯主も含めることにより、単身世帯も対象となることから、軽減の基準所得額を引き上げる。改正前、基準額33万円+24万5,000円×(被保険者数-世帯主)以下、これを改正後は、基準額33万円+24万5,000円×被保険者数以下とするものです。夫婦、そして子供一人の3人世帯で、夫の給与収入のみの場合では、この基準所得額147万円以下が178万円以下と、31万円増となるものであります。

イ、2割軽減の拡大。基準額を10万円引き上げ、軽減対象となる世帯を拡大する。改正前、基準額33万円+35万円×被保険者数以下を、改正後は、基準額33万円+45万円×被保険者数以下となります。これもアと同じ条件世帯の場合、基準額は223万円以下から266万円以下と、43万円増となります。

3月5日現在の飛騨市の5割軽減、2割軽減世帯につきましては847世帯ありまして、全世帯4,037世帯の約21%の割合となっております。

次に(2)、国民健康保険料の賦課限度額の引上げ。国民健康保険法施行令の改正に伴い、相当の高所得者にも所得に応じた保険料となるよう賦課限度額を「後期高齢者支援金分」と「介護保険分」をそれぞれ2万円引上げ、「医療保険分」は据置き、これにより中間所得層の被保険者の負担に配慮した保険料設定となるよう改正するもの。この後期

高齢につきましては、14万から16万。介護保険につきましては12万から14万ということで、医療保険は51万のままでございます。これも限度額に達する収入を単身世帯で試算した場合でありますと、改正前は給与収入が980万円、年金収入960万円が、改正後は給与収入1,000万円、年金収入990万円となります。ちなみに、これも3月5日現在の飛騨市の限度額オーバー世帯は23世帯ございまして、割合といたしましては0.57%の割合となっております。次ページをお願いいたします。

今ほどの説明が図式になっておりますので、参考にご覧いただきたいと思っております。

次に(3)、国民健康保険料の端数計算方法の変更。保険料の端数処理について、近隣他市の状況を勘案し、保険料の確定金額の100円未満の端数を切り捨て、100円単位の保険料となるよう改正するもの。これにつきましては、国保資格審査台帳システムの変更に伴い変更したいと考えているもので、現状は1円未満の端数を切り捨て、1円単位までの額となっております。他市の状況につきましては、県内21市におきまして円単位は飛騨市のみでございます。

歳入への影響額、これは推定でございますが試算する場合、1円から99円とありますので平均として50円で、被保険者数約7千人ということで35万円ほどが推計されます。それでは、2ページ目の附則に戻っていただきたいと思っております。

附則。施行期日、第1条、この条例は平成26年4月1日から施行する。経過措置、第2条、この条例による改正後の飛騨市国民健康保険条例の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。以上、よろしくをお願いいたします。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

○17番（籠山恵美子）

いくつかの改正が含まれているので、全体的に国庫財政との絡みでいうと、どうなるのかなということを知りたいと思っておりますけれども。

まず、(2)の賦課限度額の引上げ2万円引上げによって、最高限度額はいくらからいくらになりますか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えいたします。医療分につきましては、51万円で14万後期があって今65万円のものが、2万引き上がることによりまして67万円ということになります。

○17番（籠山恵美子）

まず、(1)の軽減措置の拡充ということについては、5割軽減は世帯主も含まれるということなので、この範囲の方々は軽減措置で優遇されるかなと思っておりますけれども、(2)

の軽減の拡大ということが、基準額を10万円引き上げるという、引き上げて軽減対象となる世帯を拡大するということですが、今、私が聞き漏らしたのでしょうか。これで対象者はどのくらい、2割軽減で拾える対象者はどのくらい増えることになるのでしょうか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えをいたします。現時点で、今わかる中で先ほどご説明いたしました、飛騨市においての2割軽減、5割軽減世帯としましては847世帯ございます。

当然、今の改正におきまして増えることは間違いありませんが、今現時点でどのくらいの世帯が増えるかということをはっきりお答えすることは、申し訳ありませんができません状態でございます。

◎議長（菅沼明彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

質疑がないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号につきまして、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、議案第50号につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ないようですので、これで自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔17番 籠山恵美子 登壇〕

○17番（籠山恵美子）

議案第50号ですけれども、多少良くなるのもあり、いろいろ混ざっているのでもっと複雑なのですけれども、それにしても全体としては国民健康保険制度というそのものが、自営業の方々の保険制度です。飛騨市の場合に、国保でやっておられる自営業と

いう方々は、本当に家族内手工業あるいは家族でやっているようなご商売の方々がほとんどです。

今、対象者が23世帯ということでしたけれども、特に賦課限度額の引上げで対象になるのは23世帯ということでしたけれども、本当にわずかな世帯です。事ほどさように、最高限度額を徴収される方々というのは、本当にそれでも低所得者の方々だと思いますので、この方々がさらに引上げになるということについては、このほど問題であるかなど。結局、これもいろいろ絡まってくるけれども、社会保障制度そのものが。結局、社会保障制度をどうするかという論議になりますけれども、それについて何もきちんとやっておらずに、ただただ最高限度額の額を上げる。この方々は多分、年収500万から、あるいは750万ほどの年収の自営業の方々の賦課限度額が引き上げられるということになると思います。本当に低い方々、自営で頑張っておられる方々の賦課限度額が引き上がってしまうということについては、私はこういう方々の限度額を引き上げて、それでさらに5割、2割ですか、の方々を何とか多少なりとも改善しても、全体的には国保に加入されている方々で苦労されるということの改正ですので賛成できません。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

次に、賛成討論はありませんか。

〔12番 谷口充希子 登壇〕

○12番（谷口充希子）

今回の国民健康保険の条例改正によって、高額所得者の年金で960万円が、990万円以上の方が23世帯、0.15%ということで、中間所得者の人の軽減が拡大されるということで、私としては、この中間所得者が多い世帯の人たちに配慮した軽減率だと思って、この議案、健康保険条例を改正する条例については賛成といたします。

〔12番 谷口充希子 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

これで討論を終わります。それでは討論を終結し、採決をいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（菅沼明彦）

起立多数です。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◆日程第5 議案第51号 飛騨市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

◎議長（菅沼明彦）

日程第5、議案第51号、飛騨市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。本案について説明を求めます。

〔消防長 沢之向光 登壇〕

□消防長（沢之向光）

それでは、議案第51号について説明をいたします。

飛騨市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由、非常勤消防団員の退職報償金支給額の改定に伴う改正。次ページをご覧ください。

飛騨市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を次のように改正する。以下、別表割愛をさせていただきます、最後のページ要旨をご覧ください。

1、改正の趣旨。非常勤消防団員の退職報償金支給額の改定に伴う改正。2、改正の内容。平成26年3月7日に、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が改正され、退職した非常勤消防団員に支給する退職報償金の金額が改定されたため、当該条例関係箇所を改正するもの。

補足説明をさせていただきます。今回の条例改正については、法律の公布日が3月9日であったため、先の3月議会において上程するよう努力いたしましたが、事務手続きが間に合わず、今回上程させていただくことになったものです。経緯につきましては、国において消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、議員立法による消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立し、昨年12月13日に公布、施行されました。その中で、各市町村では消防団員の退職報償金を引き上げるよう条例改正の通知があったものでございます。内容については、消防基金において5年以上消防団員として勤務され退職される消防団員に対し、勤務年数の5年ごとにそれぞれの階級別に一律5万円を増額して支払いをすることを決定いたしました。それを受けて、飛騨市ではその消防基金の5年ごとの金額に、さらにそれぞれの勤務年数ごとに一定の金額を加算して支給をするものでございます。要旨のほうに戻ります。

3、施行日。平成26年4月1日。以上でございます。よろしく願いいたします。

〔消防長 沢之向光 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上で説明が終わりました。ただいまの説明に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

質疑がないようですので、質疑を終結します。お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、議案第51号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ないようですので、これで自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

討論なしと認めます。それでは討論を終結し、これより採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◆日程第6 議案第52号 平成25年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）

◎議長（菅沼明彦）

日程第6、議案第52号、平成25年度飛騨市一般会計補正予算、補正第5号を議題といたします。本案について説明を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

それでは、議案第52号について説明いたします。

平成25年度飛騨市の一般会計補正予算、補正第5号は、次に定めるところによる。繰越明許費の補正。繰越明許費の追加、変更は、第1表繰越明許費補正による。裏面をお願いいたします。

第1表繰越明許費補正について。追加につきましては、旧神岡鉄道安全対策事業から旧古川町史編纂事業までの2事業を、平成26年度に繰越しをするものでございます。

理由につきましては、旧神岡鉄道安全対策事業につきましては、昨年の落石に伴い安全対策事業といたしまして、仮設の落石防護柵設置工事施工に伴い国土交通省が施工予定の区間が一部重複することがわかりましたので、施工範囲の調整に不測の日時を要し

たためでございます。また、旧古川町史編纂事業につきましては、当初の予定を上回る量の校正、執筆者からの内容訂正および語句の統一などの編集作業が生じ、さらに校正を加える必要などが生じたために行うものでございます。

変更につきましては、3月議会定例会時の一般会計補正予算にて、市単道路新設改良事業として明許繰越補正を行いました。今回加えて、市道杉原小豆沢線J R跨線橋の構造変更業務を補正し、平成26年度に繰越しをするものでございます。

理由につきましては、J R跨線橋の打音調査実施に伴い、J Rとの協議に不測の日時を要したためでございます。よろしく願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上で説明が終わりました。ただいまの説明に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（高原邦子）

旧古川町史のほうですが、いろんな追加のものが出てきたということで、さらに推敲したりいろんなことにはかけなければならないということですが、それがわかってきたのはいつごろであって、前3月議会にかけられなかったのかということ。

そして、変更のほうですけれども、これはいつ発注になった仕事なのでしょう。今、J Rとのことがと言われておりましたけれども、いつ発注で、工期はいつまでのものだったのでしょうか。お答えください。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

まず、古川町史の関連でございますが、古川町史につきましては執筆者が13名おみえになります。お願いしてございます。その中で原稿の提出期限、最終提出期限を12月2日ということで月曜日でございますが、この日を最終提出日ということで全部の執筆者にお願いをしてございました。その中で、お二人の先生につきまして遅れたわけございまして、お一人につきましては2校まで印刷屋さんを回しまして、2校までの推敲と申しますかチェックが終わったわけでございますが、その中で編纂室のほうで錯誤をいくつか認めまして、内容の確認の訂正に入ったところでございます。それで、この方につきましては、3月の10日までに最終入稿すれば間に合うということだったわけでございますが、これが難しいということで繰越しをさせていただくことでございます。

もう1点の方につきましては、この方も年末までには原稿が入ったわけでございますが、当初予定をいたしておりましたよりも、原稿内容が当初の予定とかなり食い違った原稿になっておりました。その関係で執筆者に戻したわけでございますが、その戻した内容につきましては変更がなかなか回答がなかったということで、私のほうといたしましては、3月の中旬までに最終的に印刷所に入稿すれば間に合うというような見込を

持っていたわけですが、最終的にそれができないということで断念をさせていただいたものがございます。

□基盤整備部長（川瀬智彦）

市道杉原小豆沢線の繰越しにつきましては、工期としましては9月18日から3月25日までお願いしている工期でございますけれども、基本的にJRの跨線橋になりますけれども、これの構造を既存の資料等からも調査をさせていただいておまして、当初から何とか現場のほうで打音調査もして、確認はしていきたいと考えておりました。それで何とかJRのほうとも協議をさせていただきながら、日程調整をさせていただいたのですけれども、やはり年度末とかなかなか忙しい時期で立会い等ができないという状況でございますので、繰越しをお願いして打音調査をさせていただきたいと考えております。

◎議長（菅沼明彦）

ほかに質疑はありませんか。

○11番（高原邦子）

古川町史の件のことは了解しましたが、変更のほうですが、9月18日から3月25日、半年あるわけですね。そして、金額的にはそれほど大きいものではないのでしょうか。やはり年度内に仕事をしていくということに対して、ちょっとした意識の欠落というものを私は感じてしまうのですが、今後はどのように考えていかれるか。お考えを伺いたいと思います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（川瀬智彦）

こういう調査につきましては、かなり難しい部分がありまして、机上で作って設計をするというのではなくて、現場を見ながらという形で調査をさせていただいております。

打音調査につきましても、最終的に当初設計では打音調査をさせていただくということであげさせていただいた中で、最終的に打音調査が必要かどうかというところも多分あると思うのですけれども、やはり現地を確認してやるという必要がありましたので、何とか打音調査のほうもさせていただきたいということで、繰越しのほうをお願いしている状況でございます。

○11番（高原邦子）

そうしますと、その打音調査というのはいつごろできるという、もう見込みは立っているのでしょうか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（川瀬智彦）

今、現在段階でも、まだ日にちの調整がついていないというのが現状でございます。

今、高山保線区のほうとも日程調整をさせていただいておりますけれども、まだちょっと日程調整が進んでいないというのが今の現状でございます。

◎議長（菅沼明彦）

ほかにごいませんか、質疑。

○17番（籠山恵美子）

古川町史の編纂については、これまでも幾度いろいろな困難があったり、トラブルというのですかね、障壁があったりして、なかなかスムーズにいったような印象が強いのですが、この編纂プロジェクトについては副市長が陣頭指揮を取っておられるのかなと思いますが、最終的に後世に残るものですから、活字として残るものですから、良いものができればいいかなと思いますが、それにしても、この古川町史の編纂については、この機会でするので最終的な完成をいつとおいて、今どういう状態にあるのか。このまま予定どおりいくものなのか。あるいは思いっきり編纂のそういう何というのですかね、日程なり何なりを変更してでもきちんとやったほうがいいのか、その辺りはいかがなものでしょうか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

当初の印刷屋さんとの契約の中では、校正につきましては2校までということで、3校目につきましては本当に図版の番号の整理だとか、それから判例の整理だとか、そうしたものだけで行う予定でございましたが、先ほど答弁をさせていただきましたように、文章の内容につきまして大幅な訂正が入ったということで、これを機会に3校までやりたいというのが現在の思いでございます。

その中で現在、原稿としましては、ほぼ完成した状態の中で印刷さんに渡るところまで行っております。ただ、図版番号につきましては、当初から1番というような図版番号を打つというような作業とか、それから凡例の統一、基本的には統一をさせていただいているわけですが、それでもどうしても執筆者の癖がございます、中身の凡例につきまして細かい所のチェックがあるということで、これを含めまして3校の中でやりたいということでございますので、少なくとも2カ月前後のうちには本の形での発刊は予定をいたしております。

◎議長（菅沼明彦）

ほか質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

以上で質疑を終結します。お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第

52号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(菅沼明彦)

異議なしと認めます。よって、議案第52号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

(「なし」との声あり。)

◎議長(菅沼明彦)

ないようですので、これで自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり。)

◎議長(菅沼明彦)

討論なしと認めます。それでは討論を終結し、これより採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(菅沼明彦)

ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◆日程第7 議案第53号 平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第5号)

◎議長(菅沼明彦)

日程第6、議案第53号、平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算、補正第5号を議題といたします。本案について説明を求めます。

訂正いたします。日程第7でございます。日程第6と言いましたが、日程第7で願います。本案について説明を求めます。

[副市長 白川修平 登壇]

□副市長(白川修平)

それでは、議案第53号につきましてご説明申し上げます。

議案第53号、平成25年度飛騨市の簡易水道事業特別会計補正予算、補正第5号は、次に定めるところによる。繰越明許費の補正。第1条、繰越明許費の追加は、第1表繰越明許費補正による。裏面をお願いいたします。

第1表、繰越明許費補正。事業名、諏訪高区配水池新設事業。金額6,130万円でございます。

これにつきましては、岐阜県が施工してみえます岡前谷砂防工事に伴います砂防堰堤の設置工事に関しまして、諏訪簡易水道の高区配水池が邪魔になるといいますか、移設

が必要だということで、県からの補償工事で設置をするものでございます。この工事につきまして、基礎工法の検討および決定に不測の日数を要したため、以降の工事進捗に影響したことによる。また、関係機関との調整に不測の日時を要したことによりまして、繰り越しをお願いするものでございます。以上です。

〔副市長 白川修平 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上で説明が終わりました。ただいまの説明に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○11番（高原邦子）

これは、発注はいつで、工期はどれくらいだったのかということと、それから今、県との兼ね合いで延びていったということですが、どちらが先にこの工事の計画を立てたのか。県の工事によって、簡水の移動なり新設なりが行われたのか、どちらなのでしょう。工期を教えてください。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

まず、この工事でございますが、当初市のほうとしまして計画をしましたのは配水池の新設工事でございます。シンクによる水槽ということでステンレスによる水槽を予定いたしておりました。これを持ちまして、岐阜県と協議をさせていただいたわけでございますが、工事費が高額になるということで県のほうで難色を示されまして、補償費の決定につきまして県と協議をさせていただきました。その結果、県では一定の額しか補償できないということでございまして、市のほうとしましてはシンクによる水槽を諦めまして、安価なRC構造の水槽に切り替えをさせていただきました。

それで、工事の発注でございますが、3本ございます。配水池の新設工事につきましては、平成25年の10月1日。それから、導水管、配水管場内配管につきましては9月30日。それから、電気設備につきましては10月21日でございます。なお、この工事につきましては、指名委員会のほうに一度、一括の工事で発注をしたいということで要望がございましたが、指名委員会としましては分離発注できるものにつきましては分離発注をしていただきたいということで、指名委員会のほうからクレームをつけさせていただきまして、これら3本に分けさせていただいたということも工期の延長につながるものでございます。

なお、この工事につきましては、業者を呼びまして繰り越しになる理由をただしたわけでございますが、特に今年凍みが激しかったということで、RCのコンクリを打つのに、どうしても暖かくなると打てないというようなことがございまして、私のほうとしましては将来のことを考えまして、暖かくなってからということで工事を延長するようにさせていただいたものでございます。

また、これにつきましては補償工事でございますので、県のほうとの繰越調整のほうの日程につきましても時間を要したものでございます。

◎議長（菅沼明彦）

ほかに質疑はありませんか。

○11番（高原邦子）

今、コンクリートが凍みしてしまうということですが、これから先も飛騨市のこういった簡易水道事業なんかでコンクリートを打つ場合は、1月、2月、3月とかそういうときは打てないということで、仕事が延びた場合はまた繰越明許をかけていくという方針でございますが。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

将来につきましては、どのような工事で工事をするかにつきましては、その時その時の判断があらうかと思っておりますので、将来につきましてということにつきましては、ここでは断言できませんのでお願いいたします。

◎議長（菅沼明彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第53号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、議案第53号につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ないようですので、これで自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

討論なしと認めます。それでは討論を終結し、これより採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◆閉会

◎議長（菅沼明彦）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしまして。それでは本日の会議を閉じ、平成26年第2回飛騨市議会臨時会を閉会といたします。

（ 閉会 午後2時24分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

菅沼 明彦

飛騨市議会議員（1番）

前川 文博

飛騨市議会議員（2番）

中嶋 国則